

令和5年度

「第3次久米島町観光振興基本計画～持続可能な観光地域づくり戦略～」

策定業務プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

「第3次久米島町観光振興基本計画～持続可能な観光地域づくり戦略～」策定業務

(2) 業務の目的

本町では第2次久米島町総合計画に基づき、情報発信力の強化、交流文化の推進、観光の振興などを柱とする様々な観光政策を推進するため、平成31年度から令和5年度を計画期間とする「第2次久米島町観光振興基本計画（以下「第2次計画」という。）」を策定し、①島民が主体となった観光まちづくりの推進、②久米島観光の魅力・価値を高めるブランドづくり、③夏のピーク期以外の観光の充実を重点項目として、具体的施策を展開してきたところである。

しかし、令和2年初め頃から世界的規模で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、第2次計画で掲げた各施策の展開に関しては、限定的な取り組みに留まるものや成果目標に届かないもの、加えてコロナ禍による国民のライフスタイルや価値観の変容など、本町の観光産業を取り巻く外的環境の変化が見られることから、改めて、久米島観光の在り方について検討を行う必要がある。

他方、第2次計画では観光振興の実現に向けた体制づくりとして、地域の観光関連団体の組織づくり・仕組みづくりの一環として、DMO（Destination Management/Marketing Organization）設立を掲げ取り組んできたところ、令和2年6月に「久米島版 DMO 推進協議会」が観光庁による候補法人に認定され、本年5年3月末には「くめじま DMO」として、登録法人化するなど、観光まちづくりの推進体制、仕組みが整いつつある状況となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、第2次計画で掲げた基本理念や基本方針を踏襲しつつ、現状や課題の把握とその対応策について検討を行うとともに、コロナ禍によって変容した観光産業を取り巻く状況やコロナ禍からの回復を見据えた効果的かつ具体的施策に関して検討を加え、「持続可能な観光まちづくり戦略」としての、第3次久米島町観光振興基本計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第3次久米島町観光振興基本計画～持続可能な観光地域づくり戦略～」策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）までとする。

(5) 契約締結までの流れ

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）の提出があったものについて、参加資格の有無を確認します。
- ② 参加資格を有する者より、企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。
- ③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとします。

(6) スケジュール

公募開始（公募要領の公表）	令和5年6月26日（月）
質問受付期間	令和5年6月26日（月）～令和5年7月4日（火）
質問回答	令和5年7月5日（水）
参加表明書提出期限	令和5年7月6日（木）午後5時
参加資格審査・通知	令和5年7月7日（金）
提案書提出期限	令和5年7月10日（月）午後5時
プレゼンテーション	令和5年7月12日（水）午後予定
選定結果通知	令和5年7月13日（木）
契約予定日	令和5年7月18日（火）予定

2 見積上限額

見積上限額は、8,310,500円（消費税及び地方消費税を含む）です。

- (1) この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものです。
- (2) 採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求めます。

3 応募者の資格

次の要件をすべて満たす企業または団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団員の構成員等の統制の元でない団体。
- (4) 令和5年4月までに沖縄県内に本社、支社、営業所等を有していること。
- (5) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

4 質問及び回答

応募方法及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次の通り質問書により提出して下さい。

- (1) 質問受付期間 令和5年6月26日（月）から令和5年7月4日（火）午後5時まで
- (2) 質問方法 (1)の期間内に質問書（様式第4号）を電子メールで提出して下さい。

提出先Eメール syokokanko@town.kumejima.lg.jp

※メール送信後、商工観光課へメールの到着確認をすること。

※メール件名は「持続可能な観光地域づくり戦略策定業務に係る質問」とすること。

- (3) 回答 回答は令和5年7月5日（水）までに久米島町ホームページ上に掲載します。
 なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなします。

5 参加表明書等の提出及び参加資格審査

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和5年7月6日（木）午後5時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出
- ③ 提出先（宛先） 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町商工観光課

(2) 提出書類 次の書類を①～⑨の並びで提出して下さい。

提出書類	留意事項	提出者		
		単 独	共同企業体	
			代表 企業	構成 企業
①プロポーザル参加表明書（様式第1号）	※共同企業体で提出する場合は、「名称又は称号」には「〇〇・〇〇共同企業体」等、共同企業体であることを明記して下さい。	○	○	-
②定款又はそれに代わるもの	※写しを提出する場合には「原本と相違ない」旨、社印等押印して下さい。	○	○	○
③町税の完納（滞納がないこと）を証明する書類（写し可）	※提出から起算して90日以内に発行されたものに限る。	○	○	○
④直近の過去2期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書など）		○	○	○
⑤登記事項証明書（写し可）	※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限る。	○	○	○
⑥会社概要書（様式第2号）		○	○	○
⑦受託業務実績書（様式第3号）		○	○	○
⑧共同企業体協定書（様式第5号）	※本業務において共同企業体にて応募する場 合に限ります。	-	○	-
⑨誓約書（様式第6号）		○	○	-

(3) 参加資格の確認

提出して頂いた書類を基に本応募に係る参加資格の確認を行います。

参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へメールにて通知します。（7月7日）

6 企画提案書等の提出について

企画提案書を提出する場合は次の通り提出してください。

なお、参加表明書等提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）により届け出てください。

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和5年7月10日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出
- ③ 提出先（宛先） 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町商工観光課
- ④ 企画提案書の作成方法
【別紙 1】 企画提案書作成要領をご参照下さい。

(2) 提出書類

企画提案書提出届（様式第7号）1部と次の書類を8部（正本1部・副本7部）提出して下さい。

- ① 企画提案書
- ② 企画提案書を補完するため必要な参考資料（任意）
- ③ 見積書

※上記書類を①～③の並び、1部単位でA4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付すること。

7 企画提案の審査方法及び評価基準等

(1) 審査機関

審査は、久米島町職員で構成する選定委員会にて企画提案の審査及び評価を行います。

(2) 評価項目

【別紙 2】 企画提案審査評価基準の評価基準をご参照下さい。

(3) 選定方法

企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、選定します。

※事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関しては公表いたしません。

(4) プレゼンテーション審査について

- ① 日 時：令和5年7月12日（水）午後1時30分～
- ② 場 所：久米島町役場2階会議室
- ③ 留意点

ア) プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とします。

イ) 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とします。当日の内容変更間認められません。

ウ) 時間は1事業者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内とします。

エ) 入室者は2名までとします。

オ) プロジェクター、スクリーンのみ事務局にて準備します。その他プレゼンテーションに必要な物をご持参ください。（プロジェクター接続はHDMI端子のみ）

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合
- (2) 募集要項、企画提案書作成要領に定める事項に故意に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要項に定める方法以外で町職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者全員に通知します。
- (2) 優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者及び次点者名を本町ホームページにて公表するものとします。
- (3) 審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとします。

10 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について
 - ① 契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行いますが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。
 - ② 本町との協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができます。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとします。
- (2) 協議の成立
 - ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進めるものとします。
 - ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始するものとします。
 - ③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」といいます。
- (3) 見積書の徴取について
 - ① 協議後、受託候補者から契約締結に伴う見積書を改めて徴取します。
 - ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととします。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではありません。

11 契約に関する基本事項

契約保証金は久米島町契約規則第7条第1項第10号の規定により免除することとします。

12 その他

- (1) 対象経費について
本事業に係る対象経費は、以下のとおりです。
 - ① 事業費
本業務の実施に係る一切経費（賃金、謝礼金、旅費、会場使用料、手続きに関する経費、ほか必要経費）は事業費に含みます。受託者が支払う賃金等の、消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上し、消耗品費等の既に消費税が含まれているものについては、

消費税分を減額して計上してください。

② 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率 10%分を加算するものとします。ただし、受託者が消費税法上の免税事業者である場合はこの限りではありません。

なお、消費税の計算につき、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨ててください。

(2) 留意事項

- ① 企画提案は 1 者（共同企業体で事業を提案する場合には 1 共同企業体）につき、1 提案であること。
- ② 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とし、提出していただいた企画提案書は返却いたしません。
- ③ 様式第 1～8 号に押印は必要ありません。
- ④ 提出された書類は、久米島町情報公開条例に基づき公開する場合がございます。

13 問い合わせ先・応募書類提出先

久米島町役場 商工観光課 担当者 宮里・宇地原

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

電話：098-985-7131

FAX：098-985-7080

E-mail：syokokanko@town.kumejima.lg.jp